

(5面から)

ます。この制度を受けるためには、医療機関へ認定証の提示が必要となりますので、保険年金課へ申請してください。また、現在認定を受けている方には更新案内通知を送付します。更新が必要な場合は手続きをしてください。

「限度額適用認定証」は保険税を滞納している場合は交付できません。「限度額適用認定証」の利用ができない場合は高額療養資金貸付制度がありますのでご相談ください。

適用区分、自己負担限度額および1食当たりの食事代

Table with 3 columns: 適用区分, 1か月の医療費の自己負担限度額, 入院時の食事代(1食当たり). Rows include various household income categories and their corresponding limits and meal costs.

※3 過去1年間の入院日数が91日以上の方で、長期認定を受けた方(要申請)なお、長期入院の入院日数は非課税世帯の期間のみ該当になります。

★「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請(70~74歳の方)

市民税非課税世帯の方を対象とした自己負担額と入院時の食事代について負担が軽減される制度があります。この制度を利用するためには、医療機関へ認定証の提示が必要となりますので、保険年金課へ申請してください。また、現在認定を受けている方には更新案内通知を送付します。更新が必要な場合は手続きをしてください。

世帯に所得の申告をしていない方がいる場合は交付できません。

適用区分、自己負担限度額および1食当たりの食事代

Table with 3 columns: 適用区分, 1か月の医療費の自己負担限度額, 入院時の食事代(1食当たり). Rows include categories like '過去1年間の入院日数が90日以下の方' and '過去1年間の入院日数が91日以上で、長期認定を受けた方'.

※4 長期入院の入院日数は非課税世帯の期間のみ該当になります。

★高額医療・高額介護合算制度

同じ世帯で医療と介護の両方を利用した場合に、年単位でさらに自己負担の軽減を図る制度です。

この制度では、1年間(毎年8月1日~翌年7月31日)に「医療保険」と「介護保険」の両方に自己負担があり、その自己負担の合計が「高額医療・高額介

護合算療養費制度」の自己負担限度額を超えた場合は保険年金課へ申請することによって、自己負担限度額を超えた金額を支給します。

★一部負担金の減免、徴収猶予制度

災害により資産に重大な損害を受けたことなどにより、医療機関の窓口で負担する一部負担金の支払いが困難であると認められた場合は一部負担金が減額、免除または徴収猶予となることがありますのでご相談ください。

★こんなときには給付が受けられます

- ①子どもが生まれたとき...出産育児一時金42万円(医療機関への直接支払制度になります。差額が生じたときや、直接支払制度を利用しない方は、保険年金課への申請が必要になります。)
②死亡したとき...葬祭費5万円(葬祭を行った方への支給となります。)



保健事業等

★温泉センター利用料の助成

檜原村「数馬の湯」が500円(大人)、奥多摩町「もえぎの湯」が450円(大人)、あきる野市「瀬音の湯」が700円(大人)、日の出町「つるつる温泉」が620円(大人)で利用できます。利用券は保険年金課、各出張所、各市民センターで配布(1回の申請で、1世帯2枚まで)しています。枚数に限りがありますので、無くなりしだい終了します。



※後期高齢者医療制度に加入している方は配布の対象となりませんので、ご注意ください。

★ジェネリック医薬品差額通知書の送付

処方されている新薬(先発医薬品)をジェネリック医薬品(後発医薬品)に切り替えた場合に、薬代がどれくらい軽減できるのか、その一例をお知らせするものです。国保にご加入の方で、ジェネリック医薬品に切り替えた場合、一定額以上薬代の自己負担額が軽減される可能性がある方を対象に、差額通知を送付します。切り替えについては、医師または薬剤師へご相談ください。

★特定健康診査・特定保健指導 詳細...健康センター ☎ 23-2191

国保に加入している40~74歳の方を対象に特定健康診査を行っています。(詳細は7面をご覧ください)

また、特定健康診査の結果、生活習慣の改善などが必要と思われる方を対象に、栄養・運動を中心とした保健指導を行っています。



国民健康保険を支えているのは皆さんの保険税です

■納税通知書を今月初旬に送付します
国民健康保険(国保)に加入している世帯へ7月初旬に平成29年度国民健康保険納税通知書を世帯主宛に送付します。

■平成29年度の国民健康保険税
29年度の税率等は表1のとおりです。
国保事業の安定的な運営を図るため、国民健康保険税(保険税)の納付についてご理解とご協力をお願いします。
コンビニエンスストアでも納付ができますので、納税通知書の納期限を確認のうえ、期限内に納付をお願いします。

■均等割額の軽減
前年中の所得が、一定の金額以下の世帯を対象に、保険税の一部(被保険者均等割額)を減額する制度です。(表2)

■非自発的失業者の保険税の軽減制度
対象 次の要件をすべて満たし失業等給付を受ける方
①離職日(離職年月日)が21年3月31日以降である方
②離職時点(離職年月日)で65歳未満の方
③「雇用保険受給資格証」に記載される離職理由が次のいずれかの方
▽特定受給資格者(倒産・解雇などの事業主都合により離職した方)
▽離職理由コード:11, 12, 21, 22, 31, 32
▽特定理由離職者(雇用期間満了などにより離職した方)
▽離職理由コード:23, 33, 34

■軽減額
軽減は、対象者の前年の給与所得を100分の30とみなします。
軽減期間 離職日の翌日から翌年度末までの期間
※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。
※国保加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国保を脱退すると終了します。
※一度資格を喪失したあと再び国保に加入し

た方は、期間内であれば再度軽減の対象となりますので、再申告の手続きをしてください。
手続き 軽減を受けるには届け出が必要です。雇用保険受給資格者証、保険証、印鑑(世帯主)、個人番号が分かる物をお持ちのうえ、保険年金課(市役所1階)で手続きをしてください。
■保険税の納付は
口座振替は、自動的に納税ができ、納め忘れがなく便利です。希望する方は、口座名義人の預貯金通帳、通帳の届出印、納税通知書をお持ちのうえ、市内の取り扱い金融機関または収納課(市役所1階)で手続きをしてください。市外の取り扱い金融機関に申し込む場合は、あらかじめ収納課で口座振替依頼書を受け取り、

表1 平成29年度の税率等

Table with 4 columns: 区分, 医療分, 支援金分, 介護分. Rows include '所得割率', '被保険者均等割額', and '課税限度額'.

表2 平成29年度軽減対象世帯

Table with 3 columns: 7割軽減, 5割軽減, 2割軽減. Rows include '世帯全体の所得が33万円以下'.

特定同一世帯所属者数とは、国保に加入していた方が75歳になり、後期高齢者医療制度に移行したあとも75歳未満の方で引き続き国保加入者がいる世帯の場合は移行した後期高齢者医療制度加入者数をいいます。

手続きをしてください。
■保険税を滞納すると
納期限を過ぎても納付がない場合は督促を行います。また、納期限から一定の期間が経過すると、延滞金が増算されます。それでも納付がない場合、通常の保険証の代りに、「短期被保険者証」や医療費が全額自己負担になる「被保険者資格証明書」が交付されることがあります。また、財産の差し押さえなど滞納処分を受けることがあります。
■納付が困難な方は
ご相談ください
保険税の納付が困難になった場合は、必ず収納課へご相談ください。また、災害やその他特別な事情により納付が著しく困難な場合は保険税が減免の対象となることがあります。詳細は、保険年金課へお問い合わせください。
■納付が困難な方は
ご相談ください
保険税の納付が困難になった場合は、必ず収納課へご相談ください。また、災害やその他特別な事情により納付が著しく困難な場合は保険税が減免の対象となることがあります。詳細は、保険年金課へお問い合わせください。

国民健康保険のしくみをお知らせします

問い合わせ 保険年金課給付係・資格賦課係（市役所1階）

わが国では、病気やけがをしたとき、安心してお医者さんにかかるよう、すべての人が何らかの医療保険に加入することになっています。これが国民皆保険制度です。国民健康保険（国保）は、そうした医療保険の一つで、加入者がお互いに助け合い、安心して医療が受けられる国民皆保険の根幹をなす制度です。皆さんが住んでいる市区町村が運営していますが、近年の急速な高齢化の進展・生活習慣病の増加・医療の高度化等に伴い医療費は急増し、大変厳しい運営を強いられています。加入者の皆さんは、医療費の一部を支払い医療を受けますが、残りの医療費は、国民健康保険税（保険税）として納付していただいたお金を財源として、医療機関に支払っています。



今後とも安定した国保制度の維持運営のため、加入者の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

国保の加入・脱退～届け出は14日以内に～

他の健康保険に加入したときや脱退したとき、他の市区町村から転入や他の市区町村へ転出したとき、子どもが生まれたときなどには、14日以内に加入・脱退の手続きをしてください。

★加入できる方

- ①自営業者、農業・漁業従事者とその家族
- ②退職して職場の健康保険などを脱退した方
- ③パートやアルバイトなどで職場の健康保険に加入できない方

加入の届け出が遅れると、保険税をさかのぼって納めなければならないことや、届け出の日までにかかった医療費の保険給付が受けられなくなることがありますのでご注意ください。

また、他の健康保険資格取得後に国保の被保険者証（保険証）を使って医療を受けると、国保で負担した医療費を後日返納することになります。

なお、手続きは法律で14日以内となっていますが、14日を過ぎても必要書類がそろいしだい必ず手続きをしてください。

⑧退職者医療制度

現在、国保に加入している65歳未満の方で、厚生年金などの加入期間が20年以上（または40歳以降10年以上）あり、年金を受給している方とその被扶養者（年収130万円未満の方、ただし60歳以上の方や障がい者は180万円未満）は、「退職者医療制度」で医療を受けることになります。

なお、この制度は平成26年度をもって、新たな適用は終了となりました。今後は27年3月までに適用となった方のみ継続適用となります。

国保の給付～お医者さんにかかるとき～

病院などの窓口で保険証を提示すれば、年齢などに応じた自己負担割合を支払うだけで、医療を受けることができます。

★医療費の自己負担割合

義務教育就学前	2割
義務教育就学後～69歳	3割
70～74歳	2割（※1）（現役並み所得者（※2）は3割）

※1 昭和19年4月1日以前に生まれた方は、国の特例措置のため1割負担です。
※2 現役並み所得者とは、本人を含む同一世帯内に住民税課税所得145万円以上の70～74歳の国民健康保険加入者がいる方です。

★療養費

次のような場合はいったん全額自己負担となりますが、保険年金課へ申請し審査で認められると、自己負担分を除いた保険給付分の金額をあとから支給します。

- ①緊急時などやむを得ない理由により、保険証を提示せずに医療を受けたとき
- ②医師が必要と認めたコルセットなどの治療用補装具代を負担したとき
- ③国保の取り扱いをしていない施術所で、医師が必要と認めた、はり、きゅう、マッサージを受けたとき
- ④海外渡航中に治療を受けたとき（治療目的の渡航を除く）

★医療費が高額になったとき～高額療養費～

医療費の自己負担額が高額になったとき、限度額を超えた分を高額療養費として、あとから支給します。該当する方には、医療費の支払いからおおむね2～3か月後に申請書を送付します。申請書に記載の必要書類をお持ちのうえ、保険年金課で手続きをしてください。

★「限度額適用認定証」および「標準負担額減額認定証」の交付申請（70歳未満の方）

通院や入院した場合、各医療機関に支払う医療費の自己負担額を適用区分（所得により、5段階に分かれます）に応じた限度額まで、また、市民税非課税世帯の方は入院時の食事代についても減額された額での支払いで済む制度があり（4面へ続く）

国保の保険証

保険証は、お医者さんにかかる時に必要なものです。1人1枚の個人カード証になっています。

○一般の保険証（うぐいす色）

○退職者医療制度の保険証（藤色）

有効期限は平成29年9月30日（年齢等により有効期限が短い場合があります。）までとなっています。10月1日以降の保険証は9月中旬に簡易書留で送付します。

○高齢受給者証（白色）

70歳の誕生日の翌月（1日生まれの方は誕生日）から「国民健康保険高齢受給者証」（自己負担割合※2割または3割）が交付されます。国保の保険証と併せて医療機関等の窓口で提示してください。高齢受給者証は毎年8月に更新となるため、7月中旬に新しい受給者証を送付します。

※昭和19年4月1日以前に生まれた方は、国の特例措置のため自己負担割合は1割です。

★保険証をなくしてしまったら

印鑑、本人確認書類等をお持ちのうえ、保険年金課または出張所（梅郷・沢井・小曾木・成木）へ再交付の申請にお越しください。なお、本人確認ができないときは保険証に登録されている住所へ簡易書留で送付します。

国民年金保険料には免除・納付猶予の制度があります
～納付に困ったらご相談ください～

経済的な理由などから国民年金保険料を納めることが困難なときは、申請して日本年金機構で承認されると保険料納付の免除や猶予が受けられます。

①免除制度について…本人配偶者および世帯主それぞれ

の所得（免除を受けたい期間と審査対象となる所得）が定められた基準以下（表2）であれば申請することができ、承認されると納付猶予を受けられることができます。平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象となります。

②納付猶予制度について…20～50歳未満（※）の方で、本人配偶者それぞれの所得（納付猶予を受けたい期間と審査対象となる所得）については表1参照が定められた基準以下（表2）であれば申請することができ、承認されると納付猶予を受けられることができます。

表1 免除・納付猶予を受けたい期間と審査対象となる所得（平成29年7月時点）

年度	免除・納付猶予を受けたい期間	審査対象となる所得
29年度分	平成29年7月～30年6月	28年中所得
28年度分	28年7月～29年6月	27年中所得
27年度分	27年7月～28年6月	26年中所得

注1 29年度分は、29年7月から申請を受付しています。
注2 申請時点から2年1か月前までの期間（すでに保険料が納付済の月を除く）申請することができます。

表2 所得の目安（平成29年度）

免除等の種類	所得の目安			一部納付額（月額）
	単身	2人世帯※	4人世帯※	
全額免除／納付猶予	57万円	92万円	162万円	-
4分の3免除	93万円	142万円	230万円	4,120円
半額免除	141万円	195万円	282万円	8,250円
4分の1免除	189万円	247万円	335万円	12,370円

※ 2人世帯は、夫婦のみで、夫婦のどちらかに所得がある場合
※ 4人世帯は、夫婦と子2人の場合で、夫婦のどちらかに所得があり、子は16歳未満の場合

◆申請手続きに必要なもの

①②共通…年金手帳または基礎年金番号が分かる納付書等▽認め印本人が署名する場合は不要▽本人確認書類（自動車運転免許証等）▽雇用保険受給資格者証・離職票等、失業していることを

受給資格期間 承認された期間は、老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に含まれます。
年金額の計算 定められた率で減額された金額が計算されます。
③失業を理由とする方…退職（失業）した月（末日）から退職の場合は翌月）から退職（失業）した年の翌々年の6月までの期間に限り、退職者本人の所得を除いて審査する特例免除制度がありますので、雇用保険受給資格者証・離職票等の、失業していることを確認できる公的機関の証明をお持ちください。

年金額の計算 老齢基礎年金額に計算されません。
◆昨年度に継続申請を希望した方…29年6月まで全額免除・納付猶予されている方で、申請時に翌年度以降も引き続き「継続申請」を希望した方は、申請をしなくても自動的に審査し、結果が日本年金機構から7月末以降、順次送付される予定です。ただし、希望した方でも、失業等の理由により承認された方や4分の3免除半額免除および4分の1免除が承認された方は、29年度分の申請が必要ですので、ご注意ください。

確認できる公的機関の証明の写し（失業を理由とした特例免除制度の場合）

3410 青梅年金事務所 ☎30・

手続き場所・問い合わせ 市保険年金課国民年金係（市役所1階）